

別表（第2条関係）

補助事業名	感染症指定医療機関施設整備補助事業						
補助事業の目的	医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築する。						
補助事業の対象となる者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3の規定に基づき県と医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者						
補助事業の対象となる経費	(1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。） (2) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費						
補助率	(1) 2/3 (2) 10/10						
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする（ただし、補助金の交付は予算の範囲内とする）。</p> <p>1 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <table border="1" data-bbox="470 862 1359 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 病室の感染対策に係る整備</td> <td>1室当たり29,420千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 個人防護具保管施設の整備</td> <td>対象面積1㎡当たり484,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準は国庫単価による。国庫単価が改正された場合には、それに準じる。</p> <p>2 (1) 病室の感染対策に係る整備 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） (2) 個人防護具の保管施設の整備 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p>		基準額	(1) 病室の感染対策に係る整備	1室当たり29,420千円	(2) 個人防護具保管施設の整備	対象面積1㎡当たり484,000円
	基準額						
(1) 病室の感染対策に係る整備	1室当たり29,420千円						
(2) 個人防護具保管施設の整備	対象面積1㎡当たり484,000円						
適用除外する条項							
その他の事項	<p>(1) 補助事業者は、この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>(2) 本事業に関する証拠書類は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、保管しておかななければならない。</p> <p>(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、(3)の規定で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊を行ってはならない。</p> <p>(4) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。</p> <p>(5) その他、厚生労働省が定める「新興感染症対応力強化事業実施要綱」及び「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」に定める事項を順守すること。</p>						

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>経費所要額調 (様式 1)</p> <p>施設整備事業費内訳書 (様式 2-1 または 2-2)</p> <p>施設整備事業計画書 (様式 3-1 または 3-2)</p> <p>補助対象区域の工事設計図、工事仕訳書、その他参考となるべき資料</p> <p>※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第 7 条第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>1 補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更</p> <p>2 補助対象経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>施設・設備の機能を著しく変更しない程度の変更</p> <p>(添付書類)</p> <p>変更経費所要額調 (様式 4)</p> <p>施設整備事業費内訳書 (変更) (様式 5-1 または 5-2)</p> <p>施設整備事業計画書 (変更) (様式 6-1 または 6-2)</p> <p>補助対象区域の工事設計図、工事仕訳書、その他参考となるべき資料</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第 9 条第 1 項	<p>(報告事項等)</p> <p>必要ある時は別途通知する。</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>経費所要額精算書 (様式 7)</p> <p>施設整備事業費内訳書 (実績報告) (様式 8-1 または 8-2)</p> <p>施設整備事業実績報告書 (様式 9-1 または 9-2)</p> <p>補助事業完成後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 (工事写真)、契約書の写し、補助事業完成後の施設の構造概要及び平面図、補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書、補助対象部分の製品について型番が記載されたカタログ、領収書。</p> <p>※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載する。</p> <p>(指定期日)</p> <p>令和 8 年 3 月 2 日 (月)</p>
第 1 9 条第 1 項	<p>(処分制限期間)</p> <p>補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 2 0 年 7 月 1 1 日厚生労働省告示第 3 8 4 号) に基づくものとする。</p>